

(案)
単価契約書

1. 件名 R 7 草花売買単価契約
2. 品名及び単価 末尾記載
3. 契約期間 自 令和7年 月 日
至 令和8年 3月31日
4. 納入場所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

上記の売買について 一般財団法人沖縄美ら島財団
契約職 事務局長 福地 敬（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、次の条項により単価契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
T 8 3 6 0 0 0 5 0 0 3 3 2 7
一般財団法人 沖縄美ら島財団
契約職 事務局長 福地 敬

乙

第1条 乙は下記各号により契約を履行する。

- 一 納入はすべて甲乙間で定める納入伝票により甲の指示する事項に適合しなければならない。
- 二 甲は納入を完了した時は、納入伝票の両片に履行品目、数量金額等を記入し、その一片を乙に交付しなければならない。
- 三 乙は、前号により交付を受けた納入伝票を、月末にとりまとめ甲に提出し、確認を受けるものとする。

第2条 乙は、下記事項により代金の請求を行う。

- 一 乙は、毎月初日以降に、先月納入分の支払請求書を甲に提出する。
- 二 乙は、請求するにあたっては、納入金額に消費税を加算して請求するものとする。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算する。

第3条 甲は、適法である支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

第4条 甲は、契約期間内に発生した不可抗力の場合を除き、約定支払期日までに代金を支払わないときは、約定支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を乙に支払うものとする。

第5条 下記事項の一に該当するときは、甲は本契約を解除する。

- 一 乙が契約履行不能もしくは到底完納の見込みがないと甲が認めたとき。
- 二 甲において天災または不可抗力その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 三 乙が契約解除を申し出たとき。
- 四 暴力団員を総括責任者、業務責任者又は使用人としているとき。
- 五 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第6条 乙は、前条により契約を解除する場合において、既納入品があるときは、原内訳書に基づき代金を請求することができる。

第7条 経済上の著しい変動による単価の変動及び違約金等は甲乙協議してこれを定める。

第8条 乙は、本契約により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

第9条 この契約書に定めのない事項、または、この契約に定めている事項について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議してこれを定める。

品名及び単価

No.	品名	規格	単位	単価（税抜）
1	アリッサム	9 c mポット	鉢	円
2	アンゲロニア	9 c mポット	鉢	円
3	ガザニア	9 c mポット	鉢	円
4	カンナ	10.5 c mポット	鉢	円
5	キンギョソウ	9 c mポット	鉢	円
6	クリサンセマム	9 c mポット	鉢	円
7	サルビア	9 c mポット	鉢	円
8	スーパージュエル	9 c mポット	鉢	円
9	ダスティーミラー	9 c mポット	鉢	円
10	コリウス	9 c mポット	鉢	円
11	トレニア	9 c mポット	鉢	円
12	ナデシコ	9 c mポット	鉢	円
13	パンジー	9 c mポット	鉢	円
14	ビオラ	9 c mポット	鉢	円
15	ベゴニア	9 c mポット	鉢	円
16	ペチュニア	9 c mポット	鉢	円
17	ジニア	9 c mポット	鉢	円
18	ペンタス	9 c mポット	鉢	円
19	マリーゴールド	9 c mポット	鉢	円
20	メランポジウム	9 c mポット	鉢	円
21	モスローゼ	9 c mポット	鉢	円
22	ニチニチソウ	9 c mポット	鉢	円
23	ゴンフレナ ラブラブラブ	9 c mP 苗	鉢	円
24	アメリカンブルー	9 c mポット	鉢	円